米沢市報道資料

令和8年11月27日
高齢福祉課事業管理担当

米沢市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

電話　22-5111（内線 3901）

本市では、高齢者が安心して暮らせる環境を整備し、高齢者福祉と介護サービスの充実を図るため、米沢市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定を進めています。

このたび、市民の方々から広く御意見をいただくため、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。

記

1　意見の募集期間及び閲覧期間

令和8年12月1日（火）から令和8年12月21日（月）まで

（広報よねざわ12月号及び市ホームページで周知します。）

2　計画案の閲覧場所

市ホームページ、市役所1階市民ホール、高齢福祉課（市役所1階窓口）、
各コミュニティセンター、各地域包括支援センター

3　意見を提出できる方

米沢市民、市内の事業所等に勤務している方、市内の学校に在学している方、
本計画（改定案）に利害関係のある方

4　意見の提出方法

御意見と併せて、住所、氏名、電話番号をまとめた書面を高齢福祉課に直接持参するか、郵送、FAX、電子申請、電子メールのいずれかの方法で提出

5　意見の提出先

〒992－8501　米沢市金池五丁目2番25号
米沢市健康福祉部高齢福祉課事業管理担当
FAX　0238－21－1600
電子メール　kouhuku-ka@city.yonezawa.lg.jp

米沢市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（案）【概要版】

第 1 章　計画策定の趣旨

1 法令の根拠

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく高齢者福祉計画、介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画、併せて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえた認知症施策推進計画

2 計画策定の背景

本市における令和 8 年 4 月 1 日時点の高齢化率は 34.1%であり、令和 11（2029）年 10 月 1 日には 35.4%に達することが見込まれています。第 10 期計画においては、第 9 期計画までの成果を基に、国の方針に協調しながら、さらなる高齢化が見込まれる本市における高齢者福祉の充実を図る方針を立てています。具体的には、介護予防、認知症総合支援、地域包括ケアシステムの整備などに力点を置きつつ、長期的には、団塊ジュニアの世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年までのビジョンも視野に入れて、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性向上の推進等、適切なサービスの提供ができる体制の構築に取り組みます。

3 計画の基本的考え方

(1)基本理念　　誰もが一人ひとりを尊重し、支えあい、いきいきと生活できるまち　よねざわ

【基本理念を「わが事」へと具体化するスローガン】

『やりたいこと　みんなが　やっぺ！１００才まで　達者でいっぺ！
「どさ行ぐ？」「いつ行ぐ？」　気軽に行ぐべ。世代を超えて　誰もがヒーロー
頼み頼まれ つながっぺ！　おしょうしなの輪　おらだの推し 米沢』

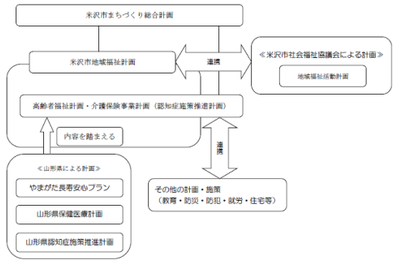
(2)大ビジョン　Ⅰ 自立して暮らすことができるまち　Ⅱ 互いに支え合いができるまち
Ⅲ いきがいを持つことができるまち

(3)中ビジョン

1【健康長寿】一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる
2【社会参加】多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる
3【いきがい】誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし持ち続けることができる
4【支えあい・助け合い】心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
5【住まい】　自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

4 計画の期間　令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間

5 他の計画との関係



6 計画の策定体制　「米沢市介護保険運営協議会」による、計画の評価と協議・検討を実施しました。

第 2 章　高齢者をめぐる現況

1 高齢者人口等の現況と推計

	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 22 年
高齢者人口	24,803 人	24,695 人	24,519 人	24,334 人	22,775 人
高齢化率	34.2%	34.7%	35.1%	35.4%	41.3%

※各年 10 月 1 日時点　※住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）

2 要介護者の現況と推計

	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 22 年
認定者数	4,391 人	4,461 人	4,507 人	4,506 人	4,454 人
認定率	17.7%	18.1%	18.4%	18.5%	19.6%

※各年 10 月 1 日時点　※見える化システムによる推計値　※第 2 号被保険者を除く
※令和 8 年のみ、介護保険事業状況報告（令和 8 年 9 月分）

3 高齢者に対する基礎調査について（調査から見えた現状と課題）

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

調査項目	現状	課題	対応する施策
外出状況	全体では、前年と比較して外出回数が「減っていない」は 70.7%で 8.3 ポイント増加。「減っている」の割合は前回よりも 7.4 ポイント減少。	今後とも社会孤立を防ぐために交流の場の充実が必要となる。	介護予防、健康づくり施策の充実
口腔機能リスク	口腔機能リスクへの「該当」は 22.3%となっている。要支援は一般高齢者よりも該当者の割合が高い。	口腔機能の低下は、栄養状態の悪化、誤嚥リスクの増加、全身状態の悪化など様々なリスクがあるため、オーラルフレイル予防の取り組みが重要です。	介護予防、健康づくり施策の充実
耳の聞こえ	「会話をしているときに聞き返すことがよくある」が 39.9%と最も高い。	加齢による聴力低下は認知症の最大危険因子であるため、早期発見・治療が重要となる。	認知症施策の推進
認知症	認知症になったらどのように暮らしたいかについて「認知症になっても医療や介護のサービスを受けながら今までどおり生活していきたい」が 40.5%と最も高くなっている。	認知症の正しい理解を推進するため、「新しい認知症観」の周知啓発や認知症予防の推進が必要となる。	認知症施策の推進
地域活動	地域住民有志による健康づくり活動等のグループ活動に「参加したい・してもよい」は 54.7%で前回調査と変わらない。「参加したくない」が前回から 3 ポイント増加。	地域での参加できる場所の充実により、健康づくりや生きがいづくりへとつながるため、今後も参加促進を図る必要がある。	介護予防、健康づくり施策充実、社会参加と生きがい対策
成年後見制度	成年後見制度に関する相談を市役所や地域包括支援センターでできることに関する認知度は 46%で前回調査より 4.4 ポイント増加。	前回調査より認知度は上がったが、今後も相談窓口の周知を図っていく必要がある。	尊厳ある暮らしための権利擁護支援の充実、地域包括支援センターの機能強化

② 在宅介護実態調査について

調査項目	現状	課題	対応する施策
介護について	主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」の割合が 31.4%と最も高い。	認知症に関する理解促進や介護者の精神的負担軽減等、家族介護者に対する支援が必要となる。	認知症施策の推進
隣近所との協力	隣近所の方に生活の手伝いを頼めるとしたら何を希望するかについては、「災害時の手助け・声掛け」が 28.8%、「話し相手」が 28%と高い。	防災分野と連携した災害時支援体制の充実が重要であるとともに、話し相手を求める割合も高いことから、地域のつながりが必要であるため、交流の場の充実が求められる。	生活支援サービスの充実、災害や感染症対策に係る体制整備
本人のやりたいこと	本人のやりたいことについて複数選択する問に対し、「テレビ等の鑑賞」が 22%、「友人との交流」「お出かけ」が 16.9%と高い。	自宅で取り組める体操等の活用や地域とのつながりを維持した社会参加の促進が必要となる。	介護予防、健康づくり施策の充実

第 4 章　介護保険事業の見込

1 日常生活圏域の設定
第 9 期より引き続き旧中学校区を基本とする、8 つの日常生活圏域を設定します。

2 介護保険サービスの利用状況
第 9 期中の利用実績をまとめています。

3 介護給付等対象サービスの確保と利用量の見込み

(1) 介護給付等対象サービス基盤整備の方向性について

第 10 期計画では、地域包括ケアシステムの深化や DX 推進による効率化、さらにサービスを必要とする人が、その人に適したサービスを受けることができるよう、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスそれぞれの必要性を重視した施策を推進します。団塊ジュニア世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年の双方を見据えた中長期的な視野に立った施策等の展開を図ります。

(2)施設系・居住系サービスの整備方針

要介護 3 以上の認定者数が、施設・居住系、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員数を下回る見込みのため、第 10 期計画期間中に新たな整備は見込みません。

ア）介護老人福祉施設の在宅待機者の推移

	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
在宅待機者数	67 人	55 人	53 人	52 人

※特別養護老人ホームへの入所申込者調査
※令和 7 年は山形県調査により、4 月 1 日時点。令和 5 年、令和 6 年及び令和 8 年は米沢市調査により、各年 6 月 1 日時点。

イ）要介護３以上の認定者数と、施設・居住系、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の定員数との比較

	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 17 年	令和 22 年
認定者数	1,506 人	1,512 人	1,514 人	1,497 人	1,477 人	1,481 人
施設系定員数	1,946 人	1,946 人	1,946 人	1,946 人	1,946 人	1,946 人
余剰数	440 人	434 人	432 人	449 人	469 人	465 人

※認定者数は、要介護 3 以上の人数です。※上記「定員数」に軽費老人ホームは含んでいません。

(3)居宅系サービスの整備方針

見える化システム※から、本市と全国及び山形県のサービス提供事業所数（人口 10 万対）について比較したところ、居宅系サービスについて概ね上回っている状況にあります。

新たに居宅系サービスを整備することにより被保険者の負担が大きくなるため、新たな整備については、その時点における本市を取り巻く状況を鑑み、慎重に取り扱うこととします。

※見える化システム

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムは、介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、 ①現状分析、②施策検討、③将来推計、④実行管理を行うことができます。

基本理念	大ビジョン	中ビジョン	施　策	取り組み（網掛け：新規・拡充・見直し）
誰もが一人ひとりを尊重し、支えあい、いきいきと生活できるまち　よねざわ	Ⅰ　自立して暮らすことができるまち	１【健康長寿】 一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる ２【社会参加】 多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる ３【いきがい】 誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし持ち続けることができる	1)介護予防、健康づくり施策の充実	① 介護予防把握事業(高齢者見守り訪問員の配置) ② 介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催） ③ 地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立ち上げ・継続支援、介護予防推進員の育成） ④ 地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣） ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業 ⑥ 高齢者いきいきデイサービス事業【見直し】 ⑦ シニアクラブ活動推進事業 ⑧ シニア体育レクリエーション大会事業 ⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
			2)認知症施策の推進（認知症施策推進計画）	① 新しい認知症観の周知啓発【新規】 ② 認知症サポーターの養成 ③ 相談先の周知 ④ 認知症の人本人からの発信支援【拡充】 ⑤ 認知症予防の推進【拡充】 ⑥ 認知症初期集中支援チームの配置 ⑦ 認知症地域支援推進員の活動推進 ⑧ 認知症サポーター交流会の開催【新規】 ⑨ 家族介護者への支援 ⑩ 認知症バリアフリーの推進 ⑪ 若年性認知症の人への支援 ⑫ 地域の見守り体制の構築支援（チームオレンジの整備）
			3)在宅医療・介護連携体制の充実	在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援センターの運営）
			4)社会参加といきがい対策	① 高年齢者労働能力活用事業（米沢市シルバー人材センターの運営支援） ② 生きがいと創造の事業 ③ 敬老祝金等支給事業
	Ⅱ　互いに支え合いができるまち Ⅲ　いきがいを持つことができるまち	４【支え合い・助け合い】 心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる	1)尊厳ある暮らしと権利擁護支援の充実	① 置賜成年後見センターの運営 ② 高齢者虐待防止対策の推進 ③ 高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポーター等の養成） ④ 成年後見制度利用支援事業（申立経費、成年後見人報酬の支援） ⑤ （仮称）終活情報登録事業【新規】
			2)過不足のない介護給付の提供・支援	① 要介護認定の適正化 ② 介護支援専門員の質の向上 ③ 住宅改修アドバイザー事業利用の推進 ④ 医療情報との突合・縦覧点検 ⑤ 介護サービス相談員派遣事業
			3)家族介護者への支援	① 介護教室の開催（家族介護者支援事業） ② 紙おむつ給付事業 ③ 訪問理美容助成事業
			4)地域包括支援センターの機能強化	
			5)利用者負担の軽減	① 米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業 ② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
			6)生活支援サービスの充実	① 生活支援コーディネーターの配置 ② 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣） ③ 愛の一声事業 ④ はり、きゅう、マッサージ等助成事業 ⑤ あんしん電話事業
			7)地域共生社会の理念啓発・社会の構築	
			8)介護人材確保及び業務効率化の取り組み	① 趣旨普及事業 ② 介護保険事業所運営指導及び介護保険事業所集団指導
			9)災害や感染症対策に係る体制整備	
		５【住まい】 自分に合った住まいや住まい方の選択ができる	1)住まいの環境整備の支援	① 住宅改修費支給事業 ② 福祉用具購入費支給事業 ③ 高齢者等除雪援助員派遣事業 ④ 高齢者等雪下ろし助成事業
			2)高齢者の住まいの確保	① シルバーハウジング生活援助員派遣等事業（市営住宅塩井町団地におけるライフサポートアドバイザーの配置） ② 老人福祉施設入所 ③ 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）